

○認定こども園について

認定こども園類型				
区分	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
法的性格	学校 (幼稚園＋保育所機能)	学校かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人のみ	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人のみ	設置主体制限無し	設置主体制限無し
職員の要件	満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがい ずれかでも可  満3歳未満 保育士資格が必要	保育教諭 ※ (幼稚園教諭＋保育士資格)	満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがい ずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育 に従事する場合は、保育士資格が必 要  満3歳未満 保育士資格が必要	満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがい ずれかでも可  満3歳未満 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義 務 自園調理が原則・調理室の設置義 務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道 府県の条例等により、異なる場合が ある。	2・3号子どもに対する食事の提供義 務 自園調理が原則・調理室の設置義 務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義 務 自園調理が原則・調理室の設置義 務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義 務 自園調理が原則・調理室の設置義 務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道 府県の条例等により、異なる場合が ある。
開園日・開園 時間	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則 (弾力運用可)	11時間開園、土曜日の開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

※経過措置期間中(平成27年4月1日～令和7年3月31日)は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができる。